

ブラックバイト被害 に遭わないために

2015年4月

東京弁護士会労働法制特別委員会



ブラックバイトって何？

ブラックバイトとは？

ブラックバイトって何ですか？

「ブラック企業」とは違うんですか？



Answer

ブラック企業とは、簡単にいうと、「若者の労働力を使い捨てするような企業」のことです

ブラックバイトは、ブラック企業のアルバイト版といえます



解説

▶ ブラック企業とは

狭い意味では

「新興産業において、若者を大量に採用し、過重労働・違法労働によって使い潰し、次々と離職に追い込む成長大産業」

広い意味では

「違法な労働を強い、労働者の心身を危険にさらす企業」

ブラック企業被害対策弁護団

「ブラック企業を許さない！ー立ち上がった若者たちに学ぶ闘い方マニュアルー」(2014年かもがわ出版)より

解説

▶ ブラックバイトとは

「学生であることを尊重しないアルバイト」のこと

フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進むなかで登場した。低賃金であるにもかかわらず、正規雇用労働者並みの義務やノルマを課されたり、学生生活に支障をきたすほどの重労働を強いられることが多い。

大内 裕和(中京大学国際教養学部教授)
「ブラックバイトへの対処法」より

!!!こんな場合は要注意!!!

- 求人票の労働条件と実際の待遇が違う
- 昼休みが取れない
- 休日が取れない
- やたら給料(時給)が安い
- 残業代が支払われない
- こちらの意向を無視してシフトを勝手に決められる
- まるで正社員のように厳しいノルマを課せられる
- ノルマ未達やトラブルについて責任を取らされる
- **学生生活と両立が難しい**

など



ブラックバイトを避ける方法

ブラックバイト被害に遭わないためには？

ブラックバイトがどんなものか、イメージはつかめました。

でも、どうやったら、ブラックバイトの被害を避けることができるでしょうか？



Answer

アルバイトを探すとき、求人票などの内容をよくチェックしましょう。

契約するときは、契約書をよく確認しましょう。

採用後は就業規則や給与明細を確認しましょう。



アルバイトを探すとき

- アルバイトの求人広告等に記載された労働条件(時給、勤務時間等)をよく確認しましょう
→ わからないことは質問しましょう
- 求人票等は、印刷したり、メモをとったり、写真を撮るなどして、その内容を記録しておきましょう
→ 紛争が生じたときの証拠になります

契約するとき

- アルバイトも、「労働契約」(他人の指揮の下で働き、それによって賃金を得る契約)です。

→労働基準法等の労働法規が適用される労働者になります

→契約の内容は十分に確認しましょう！

→シフトの時間の上限その他、学業と両立させるために必要な条件はあらかじめ伝え、アルバイト先の了解を得て、双方が納得できる労働条件を決めましょう！

労働契約書等の書類の確認

- 契約書を作らなくても口約束だけでも契約は成立します

しかし

- トラブルを避けるため、使用者は一定の事項を記載した書面（労働契約書や労働条件通知書）を交付しなければなりません（労働基準法第15条1項）

書面に記載すべき事項

- 契約期間
- 就業する場所
- 従事させる業務の種類
- 始業・終業の時刻
- 休憩時間
- 休日
- 賃金(額、計算及び支払方法、賃金締切日、支払日等)

→合意した労働条件がきちんと記載されているか確認しましょう

▮ 書面は捨てずにとっておきましょう

!!! こんな場合は要注意 !!!

- ◆ 労働条件の説明がない
- ◆ 説明を求めても断られる
- ◆ 書面を出してもらえない
- ◆ 求人広告と話が違う
- ◆ 学生生活への配慮がない

→ 契約締結は慎重に！

断る勇気も持とう

困ったら弁護士等に相談を！

採用後の就業規則の確認

◆ 就業規則とは？

→会社が労働条件や職場のルールなどについて定めた規則のこと。

10人以上の労働者を常に雇用している事業場では、「就業規則」を作成し、常時見られるようにしておく義務がある。

!!! こんな場合は要注意 !!!

- ◆ 規則を作成すべき会社なのに作成していない
- ◆ 規則を作成しているようだが、なぜか見せようとしていない
- ◆ 自分の労働条件との食い違いがある

→就業規則を下回る労働条件の定めは原則として許されません。弁護士等に相談を！

採用後の給与明細の確認

給与明細のサンプル

支給	基準内賃金	深夜手当	食事手当	合計
勤怠	所定日数	所定時間	時間外手当	深夜
控除	食事手当			合計
合計	累積合計	差引支給額		

- ◆実際に働いた時間が記載されているか確認しましょう
- ◆実際に働いた時間と支給された金額を照らし合わせましょう

→食い違い(不足)があれば請求を！



ブラックバイトでよくあるトラブル

① 準備時間・後片付け時間

私のバイト先は、シフト前の準備時間、シフト後の後片付け時間を労働時間に含めてくれません。

この時間を入れると時給もすごく安い気がするんですけど……。



Answer

労働時間とは、使用者の指揮監督下におかれている時間です。

→準備時間、後片付け時間も労働時間です。

時給が最低賃金を下回らないかチェックしましょう。

→最低賃金(東京都は現在888円)を下回れば差額を請求できます

※2015年4月時点



② 約束と異なる長時間のシフトを組まれてしまう

学業との両立のために、1日5時間以内で働く約束でバイトを始めたのですが、人手が足りないからといって、8時間のシフトを入られます。



Answer

契約時に約束した時間を超えるシフトを一方的に入れることは、契約違反であり許されません。



③ 休憩時間がない・休憩時間も働かされる

長い時は1日に8時間バイトをしていますが、休憩をあまりもらえません。
休憩時間も何かあればすぐ仕事を指示されます。



Answer

労働時間が**6時間を超える時は45分間**、
労働時間が**8時間を超える時は、60分間**
の休憩時間が認められます。

休憩時間は、指揮監督から解放され、自由に
使っていい時間ですから、仕事をする必要はあ
りません。



④ 残業をしない約束だったのに残業をさせられる

1日8時間、週2日のバイトをしています。
学業との両立のため、残業をしない約束だったのですが、残業を求められて困っています。



Answer

残業をしない契約だったのであれば、残業を求めることは契約違反であり許されません。

また、原則として、**1日8時間、週40時間**を超えて働かせることは許されず、これを超える場合には、労働者の代表と使用者が書面で残業の定めをして、労働基準監督署長に届け出る必要があります(サブロク協定)。



⑤ 残業代を払ってくれない

シフトで決まった時間を超えて残業することが多く、それはかまわないのですが、残業代を支払ってくれないのが困ります。



Answer

残業した時間については、1分単位で計算した残業代を請求できます。

また、残業した時間が**1日8時間、週40時間**を超えて労働した時間の場合には、法律で定められた**割増賃金**を請求できます。

例 時給1000円 → **割増賃金1250円**



割増賃金の割増率

			深夜労働
所定内労働			25%増 (原則)
法内残業	1日8時間以内かつ週 40時間以内	割増なし	25%増
法外残業	1日8時間超又は1週 間40時間超	25%増	+25% = 50%
	1か月60時間超の時 間外労働 *1	50%増	+25% = 75%
法定休日労働	*2	35%増	+25% = 60%

*1 中小企業は当分の間、適用猶予。

*2 休日労働の場合は、1日8時間を超えても、1週間40時間を超えていても、1か月60時間を超えていても、35%のままであることを注意。そのため、1か月60時間を超えた場合は、逆転現象が起きるといふ珍現象が起きる

⑥ やめたいのにやめられない

大学入学以来、特に契約期間を定めずにバイトをしてきましたが、学業に専念するためバイトをやめようと思います。しかし、「次の人が見つかるまではやめられない。無理にやめるなら損害賠償請求をする」といわれ、困っています。



Answer

労働契約期間の定めがないときは、どんな理由であれ、原則として2週間前の予告により、やめることができます。

退職の申し出は口頭でも有効ですが、トラブル防止のため「退職届」などの書面を出しましょう。

ただし、労働契約期間を定めている場合、原則として、やむを得ない事由がないとやめることができないことに注意してください。

あらかじめ明示された労働条件と、実際の労働条件が違うときは、すぐに辞めることができます。





相談窓口

ブラックバイト被害に遭ってしまったときは？

トラブルが起きたら誰に相談したらいいのでしょうか？



Answer

ひとりで悩まず、弁護士や労働基準監督署などに相談しましょう



弁護士

弁護士会法律相談センター

<http://www.horitsu-sodan.jp/about/houritsusodan.html>

日本司法支援センター（法テラス）

http://www.houterasu.or.jp/index.html?utm_source=Google&utm_medium=search&utm_campaign=Google_search

ブラック企業被害対策弁護士団

<http://black-taisaku-bengodan.jp/>

日本労働弁護士団

<http://roudou-bengodan.org/>

行政

都道府県労働局

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>

各都道府県が設置する労働相談窓口(労政事務所など)

例)東京都:東京都労働相談情報センター

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/index.html>

労働基準監督署(労基署)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労働組合

日本労働組合総連合会(連合)

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

全国労働組合総連合(全労連)

<http://www.zenroren.gr.jp/jp/>

全国労働組合連絡協議会(全労協)

<http://www.zenrokyo.org/>



参考文献・引用文献

ブラックバイトから自分の身を守るために、また、将来ブラック企業の犠牲にならないために、より詳しく勉強しよう！

○ブラック企業対策プロジェクト

「ブラックバイトへの対処法—大変すぎるバイトと学生生活の両立に困っていませんか?—」 → **おすすめ**

(<http://bktp.org/> から **無料で閲覧・ダウンロード可能**)

○ブラック企業被害対策弁護団

「ブラック企業を許さない！—立ち上がった若者たちに学ぶ闘い方マニュアル—」(2014年かもがわ出版)

○ブラック企業被害対策弁護団

「働く人のためのブラック企業被害対策Q&A

～知っておきたい66の法律知識」(2013年大学図書)

動画配信はじめました

若者必見!

知らないで損する労働法

バイト先のトラブル! その時どうする?



こんなはずじゃなかった

① 労働契約編



残業代が出ない?

② 残業・割増賃金編



辞めさせてくれない

③ 退職できない編



こんな時には、
今すぐ検索



労働相談情報センター 動画

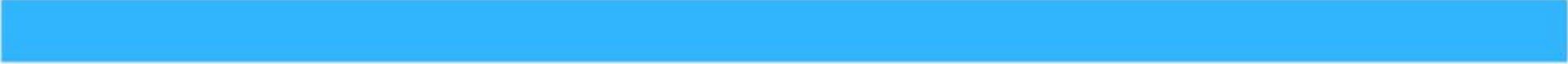
検索

<http://manabu.metro.tokyo.jp/douga/>



東京都労働相談情報センター

☎ 03-5211-2209



ご静聴ありがとうございました

終